

## 平成26年北秋田市農業委員会第7回総会議事録

1. 開催日時 平成26年6月9日(月)午後3時00分から午後4時10分

2. 開催場所 北秋田市役所本庁舎 大会議室

3. 出席委員(33名)

1番 金田悦子	2番 小野安則	4番 簾内豊
5番 佐藤篤史	7番 三沢定幸	8番 三沢博隆
9番 佐藤茂延	11番 布田久人	12番 柏木勲
13番 松浦義春	14番 柴田英一	15番 柴田喜代志
16番 畠山正敏	17番 畠山隆生	18番 長崎成人
20番 近藤利紀	21番 湊広	22番 齊藤富美雄
23番 嘉成久雄	24番 長岐亮仁	26番 春日正一
27番 加藤隆悦	28番 佐藤利子	29番 佐藤哲也
30番 三浦剛	31番 杉渕涉	32番 佐藤稔
33番 宮腰文義	34番 春日祥光	35番 木村正彦
36番 藤岡茂憲	37番 成田光弘	38番 後藤久美

4. 欠席委員(3名)

6番 太田兵一	10番 熊田進	25番 檜岡悦子
---------	---------	----------

5. 欠員(2名)

6. 議事日程

第1	報告第1号	会務報告
第2	報告第2号	農地改良届出について
第3	報告第3号	農地法第18条第6項の規定による届出について
第4	議案第23号	農地法第3条の規定による許可申請について
第5	議案第24号	農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
第6	議案第25号	農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
第7	議案第26号	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

7. 出席した事務局職員

事務局長 長 岐 正 美      副主幹 佐 藤   修      主査 鈴 木   潤

8. 議事録署名委員

4 番 簾 内   豊                      7 番 三 沢 定 幸

9. 会議の概要

事務局	ご苦勞様です。只今より平成26年北秋田市農業委員会第7回総会を開催いたします。会長からあいさつをお願いします。
会 長	会長あいさつ ( 省略 )
議 長	6月の定例総会を開催したいと思います。出席状況から報告いたします。委員36名中、欠席届が出されておりますのが、6番太田兵一委員・10番熊田進委員・25番檜岡悦子委員の3名から欠席届が出されております。36名中33名が出席しており、定足数に達しておりますので総会成立となります。それでは第7回総会を始めたいと思いますので、よろしくご審議をお願いいたします。
議 長	議事録署名者の指名であります。当職より指名することにご異議ございませんか。  ( 異議なしの声 )
議 長	異議なしと認め当職より指名をいたします。4番簾内豊委員、7番三沢定幸委員のご両名をお願いをいたします。それでは案件に入ります。「報告第1号会務報告」を事務局よりお願いいたします。
事務局	「報告第1号会務報告」議案書により説明。 ( 詳細省略 )
議 長	会務報告でありますので、ご了承願いたいと思います。

議 長 次に「報告第2号農地改良届出について」を議題として事務局の説明を求めます。

事務局 「報告第2号農地改良届出について」議案書により説明。  
( 詳細省略 )

議 長 報告第2号について事務局より説明して頂きましたが、現地調査して頂きました委員さんからも説明願いたいと思います。議席番号8番三沢博隆委員さんからお願いいたします。

8 番 8番三沢です。調査日は6月6日午前9時で調査委員は、6番太田兵一委員・9番佐藤茂延委員と私です。事務局からは長岐事務局長・佐藤副主幹・鈴木主査の6名で調査いたしました。調査の位置ですが5ページを見て下さい。糠沢地区の旧7号線で糠沢川の橋の下にあります。この場所は糠沢川が増水すればいつも冠水するため1.2mの盛り土をして畑地として大豆を植えたいとの要望であります。現地を見ますと境界杭も確認でき周辺にも影響ないと見てきました。よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。「報告第2号」について、事務局あるいは現地調査していただいた委員さんからもそれぞれ説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんからのご質問ご意見等頂戴いたします。何かございませんか。

( なしの声 )

議 長 質問がないようでありますので、次に「報告第3号農地法第18条第6項の規定による届出について」を議題として事務局の説明を求めます。

事務局 「報告第3号農地法第18条第6項の規定による届出について」議案書により説明。  
( 詳細省略 )

議 長 報告第3号について事務局より説明して頂きました。皆さんからのご質問ご意見等頂戴いたします。何かございませんか。

( なしの声 )

議 長 質問がないようでありますので、次に「議案第 2 3 号農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題として事務局の説明を求めます。

事務局 「議案第 2 3 号農地法第 3 条の規定による許可申請について」議案書により説明。

なお、ただいま説明しました 2 件につきましては、別添調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていることを確認しております。

( 詳細省略 )

議 長 議案第 2 3 号について事務局より説明して頂きました。現地調査して頂いた委員さんからも説明願いたいと思います。受付番号 1 番については議席番号 2 6 番の春日正一委員さん、受付番号 2 番については議席番号 2 7 番加藤隆悦委員さんからそれぞれ説明お願いいたします。

2 6 番 2 6 番春日です。調査月日は 5 月 3 0 日で事務局からは長岐事務局長・佐藤副主幹・鈴木主査の 3 名、調査員は 2 3 番嘉成久雄委員、2 4 番長岐亮仁委員、2 5 番檜岡悦子委員、2 7 番加藤隆悦委員と私で 5 名でありました。

北秋田地域振興局から前山に向かって、国道 7 号線と合流する信号機の左下の場所です。図面 1 9 ページを見ただければわかると思いますが、申請地は区画整理されており周りは田んぼとして耕作され問題ないと見てきました。ただ 1 3, 1 5 9 m<sup>2</sup>の大きな面積を無償贈与する事となっていることも含めてご審議お願いいたします。

2 7 番 2 7 番加藤です。受付番号 2 番について報告いたします。調査月日と調査員は、春日さんと同じでありますので省略いたします。場所については図面の 2 1 ページから 2 3 ページを見て下さい。鎌沢集落の真ん中あたりになります。2 3 ページの図面を見て下さい。申請者はこの場所から 2 0 m くらい離れたところですが、自宅が古くなってきており 4 1 - 1 の宅地に建っている住宅を取得するのが目的であります。住宅の裏側にある 4 1 - 4 畑・4 1 - 5 田も同じ所有者のため一緒に取得し耕作する計画となっております。境界等もハッキリしており問題ないと見てきました。よろしくご審議お願いいたします。

議 長 ありがとうございます。「議案第23号」について、事務局あるいは現地調査していただいた委員さんからもそれぞれ説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんからのご質問ご意見等頂戴いたします。何かございませんか。

9 番 9番佐藤です。受付番号1番についてですが、調査員が言っているとおり面積が13,159㎡と大きく無償贈与となっておりますが、経緯を教えてください。

議 長 事務局の説明を求めます。

事務局 お答えいたします。譲渡人は青森県のNFさんと譲受人のTAさんとの関係ですが、NFさんのお母さんがTAさんの家から嫁いで遠い親戚となっております。昔からお付き合いがあり、NFさんの弟さんとTAさんが同級生で友人関係であります。この時期に合意解約までして贈与というのは、NFさんの強い意志と申しますか要望で、自分が平成26年5月に相続の登記が終わって親から自分の名前に移したばかりですが、相続登記の際に書類作成に難儀したため、自分が亡くなったときに息子たちが相続登記を取る時にその苦労をさせたくないため、今自分が元気な内に北秋田市の農地を含めたすべてをあげたいとの事です。親戚の中でも話し合った結果、TAさんであれば全部まかせても安心だという事で、TAさんも了解していただいて贈与という事での申請となっております。以上です。

議 長 暫時休憩いたします。

議 長 休憩以前に引き続き会議をいたします。「議案第23号」について、皆さんからのご質問ご意見等頂戴いたします。何かございませんか。

( なしの声 )

議 長 質問がないようですので質問を打ち切り採決いたします。「議案第23号」について、原案どおり決することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声 )

議 長 異議なしと認め決定いたします。次に「議案第24号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」を議題として事務局の説明を求めます。

事務局 「議案第24号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」議案書により説明。  
( 詳細省略 )

議 長 ありがとうございます。「議案第24号」につきまして、事務局から説明が終わりました。これについても現地調査をして頂いた委員さんからご説明願いたいと思います。議席番号23番嘉成久雄委員さんからお願いいたします。

23番 23番嘉成です。受付番号1番について説明させていただきます。調査委員と調査日は同じでありますので省略いたします。関係者としてK調査士が立ち合いで調査しております。申請地図面は25ページから28ページ見て下さい。申請地は、国道105号線比立内方面に向かい荒瀬のトンネルを抜けて200mくらいの右側になります。ここは平成15年に親戚に頼まれて購入した時に杉を植林したとの事でした。境界もしっかりしており、周辺への影響も無いし問題ないと見てきました。ご審議お願いします。

議 長 ありがとうございます。「議案第24号」について、事務局あるいは現地調査していただいた委員さんからもそれぞれ説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんからのご質問ご意見等頂戴いたします。何かございませんか。

( なしの声 )

議 長 質問がないようですので、質問を打ち切り採決いたします。議案第24号につきましては原案どおり決することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声 )

議 長 異議なしと認め決定いたします。次に「議案第25号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」を議題として事務局の説明を求めま

す。

事務局 「議案第25号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」議案書により説明。  
( 詳細省略 )

議長 ありがとうございます。「議案第25号」につきまして、事務局から説明が終わりました。これについても現地調査をして頂いた委員さんからご説明願いたいと思います。議席番号24番長岐亮仁委員さんからお願いいたします。

24番 24番長岐です。受付番号1番について説明させていただきます。調査委員と調査日は同じでありますので省略いたします。申請地ですが図面30ページから37ページご覧ください。国道285号線沿いの坊山地区で国道から右に入って50mくらいの場所です。図面37ページを見て下さい。42-1が申請地で農家住宅を建てたいとの事です。42-6・42-7に隣接している田んぼです。現地を確認した所、境界等ハッキリしておりましたが道路より低いため盛土して建築したいとの事でした。浄化槽につきましては、市道の側溝へ排水するため申請協議中とのことであり問題ないと見てきました。よろしくご審議お願いいたします。

議長 ありがとうございます。「議案第25号」について、事務局あるいは現地調査していただいた委員さんからもそれぞれ説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんからのご質問ご意見等頂戴いたします。何かございませんか。

34番 34番春日です。事業計画について説明願いたいです。

議長 事務局の説明を求めます。

事務局 受付番号1番について、事業計画について説明いたします。着工の予定は許可後、7月1日からの予定となっております。調査員からも説明があったように道路より低いため30cm程盛り土をしまして建築する計画となっております。二世帯住宅のほかに駐車用のスペース・農業用の倉庫と敷地内の通路を含めまして988㎡すべて利用する計画となっております。

議 長            その他、ご質問ご意見等ございませんか。

（ なしの声 ）

議 長            質問がないようですので、質問を打ち切り採決いたします。議案第25号につきましては原案どおり決することにご異議ございませんか。

（ 異議なしの声 ）

議 長            異議なしと認め決定いたします。次に「議案第26号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題として事務局の説明を求めます。

事務局           「議案第26号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」議案書により説明。

（ 詳細省略 ）

なお、ただいま説明しました計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長            「議案第26号」につきまして、事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。皆さんからのご質問ご意見等頂戴いたします。何かございませんか。

7 番            7番三沢です。所有権移転の受付番号1番と2番についての質問です。単価について面積が小さいですが、倍にすれば10a 当り60万円になる。基盤整備されていないのにちょっと高いように思いますが、内容を詳しく教えて下さい。もう一つは、この程度だと経営基盤強化法でなくても3条でも売買できると思いますが、経営基盤強化法にした理由を教えてください。

議 長            事務局の説明を求めます。

事務局           売買価格に関しては、譲渡人と譲受人が申請に来られて双方合意のもとに決まった価格のため、特別こちらからの質問等をしておりません。確かに10a 当りに計算すると60万円となるが、合意のもとで申請された金額のため受理しております。公社売買に関してですが、農地の売買の申請があった



場合に事務局で譲受人が認定農業者で近くに耕作面積があれば、いくらかでも申請者と売った方に手間がかからずにメリットがある方がいいかと考えまして、公社売買の勧めをしております。申請者も合意して頂ければ農業公社を通した売買となり、基盤強化法で所有権移転していただく事となります。

7 番           この2件に関して、譲受人は同じ人になるんですか。

事務局       この2件での売買の譲受人は同じ方になります。

3 4 番       3 4 番春日です。利用権設定の受付番号3番・4番について、再設定の賃借料であります前と現在とでは違いがありますか。

事務局       議案26号の受付番号3番・4番は再設定になりますが、以前の賃借料と変わりはありません。

議 長       よろしいですか。その他、ご質問ご意見等ございませんか。

( なしの声 )

議 長       質問がないようですので質問を打ち切り採決いたします。「議案第26号」について、原案どおり決することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声 )

議 長       異議なしと認め決定いたします。以上をもって、提出議案はすべて終了しました。これをもって「平成26年第7回北秋田市農業委員会総会」を終了いたします。